

ICかですか

「ICですかカード」では、下記期間中 色んな商品が当たる「夏のチャージキャンペーン」を行っております。詳細につきましては「(株)ですか」(☎088-882-6366)にお問い合わせいただくか電車・バス車内のポスター・チラシをご覧ください。

【期間：7月15日～9月15日】



暮らしやビジネスに便利な 県民手帳

申し込みを受け付けています!

ポケット判(9×14.5cm) 500円
デスク判(13×21cm) 750円

2011年版

■申込み期限 9月24日(金)
■申込み 市役所企画課・各支所

無料法律相談会

10月1日から始まる「法の日」週間の行事の一つとして、無料法律相談会を開催します。お気軽にご相談ください。

- 日時 9月27日(月) 13時～16時まで受付
- 場所 高知共済会館 高知市本町五丁目三ノ二〇
- 問い合わせ 高知地方・家庭裁判所事務局 総務課庶務係 ☎088-8222-0576

司法書士法律相談

10月1日の「法の日」に合わせ、無料相談会を開催します。不動産・商業・法人登記など、登記手続きに関することや、裁判所に提出する書類の作成など、お気軽にご相談ください。

- 日時 10月1日(金) 10時～12時 13時～15時
- 場所 のいちふれあいセンター
- 問い合わせ 高知県司法書士会 ☎088-8255-3131
- 法務局くらしの相談所 高知地方法務局では、1日無料相談所を開設します。当日は、法務局職員による土地、

建物や会社の登記手続等の相談の他、公証人によるさまざまな契約や、遺言などの公正証書に関する相談、また、高知県土地家屋調査士会の会員が参加して、土地の境界のトラブル等の相談にも応じます。お気軽にお越しください。

- 日時 10月3日(日) 10時～15時
- 場所 イオンモール高知内イオンホール

- ▼高知市秦南町一丁目四ノ八
- ▼高知地方法務局香美支局 香美市土佐山田町旭町一ノ四ノ一〇
- ▼高知地方法務局須崎支局 須崎市青木町一ノ四
- ▼高知地方法務局安芸支局 安芸市矢ノ丸二ノ一ノ六
- ▼高知地方法務局四万十支局 四万十市右山五月町三ノ二

- 相談内容 登記・供託・戸籍・国籍・人権擁護等に関する相談、公正証書に関する相談、土地の境界に関する相談、相続や遺言等に関する相談など
- ※公証人は、イオンモール高知と四万十支局のみ出席。予約は不要です。

- 問い合わせ 高知地方法務局総務課 ☎088-8222-3331

土木

違反広告物等一斉除去

毎年9月1日から10日までを「屋外広告美化旬間」と定め、屋外広告物に関する広報・啓発を強化しています。9月10日の「屋外広告の日」には、県内一斉に条例違反の広告物(貼り紙・立て看板など)撤去や、屋外広告物に関するルールを知っていただくための啓発活動を行います。また、この機会に皆さんの周りに設置している看板などがルールどおり設置されているか、台風シーズン前に飛散や倒壊の恐れがないか点検してまいります。

- 問い合わせ 高知県中央東土木事務所 ☎088-8633-2175

米トレーサビリティ法がスタートします

米穀などの生産、加工および流通の各段階(複数の段階を含む)で履歴をはっきりし、食品の移動を追跡できるように、食品としての安心と安全を提供します。



土地に関する無料相談会

土地の価格や取引、税(固定資産税を抜く)、境界、登記など、土地に関する相談をお受けします。 ※申し込み不要。当日会場へ直接お越しください。

- 相談員 不動産鑑定士協会、税務署・法務局担当者、宅地建物取引業協会、司法書士会、土地家屋調査士会の方々
- 日時 10月20日(水) 10時～16時
- 場所 高知会館 高知市本町五ノ六ノ四二
- 問い合わせ 県庁用地対策課 ☎088-8233-9820

年金

国民年金種別変更

国民年金制度では、国内に居住する20歳から60歳までのすべての方に、加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は、3種類に分かれており、届け出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。種別変更の届け出を忘れると、年金が受け取れないこともあります。手続きは、年金手帳

- 対象となる米・米加工用品 ・米穀(玄米・精米等)・米粉や米こうじ等の中間原材料・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりん・米飯類
- 制度の対象となる事業者 ・生産者・製造業者・流通業者・小売業者、外食業者など、この制度の対象となる米・米加工品を取引したり、事業所間での移動や廃棄などを行った場合、対象となる事業者は22年10月1日の取引等から①品名 ②産地 ③数量 ④年月日 ⑤取引先名 ⑥搬出入の場所等を記録し、保存しなければなりません。

- また、23年7月1日以降に出荷する米穀から事業者間および一般消費者への産地情報の伝達などが義務づけられます。
- 問い合わせ 中国四国農政局 高知農政事務所 食糧部計画課(高知市) ☎088-8755-2153

9月定例議会 主な予定

- 9月7日(火)：開会 ……本会議(諸般の報告など)
- 詳しくは、市議会事務局 ☎57-8513まで

集落営農に取り組んでみませんか?

県では、産業振興計画の中で、農業で生活できる所得を目指す仕組みづくりとして、「集落営農」の取り組みを進めています。

集落営農とは

集落内で皆さんが、力を合わせて農地や農道・水路を守り、機械や施設を共同利用し、集団ぐるみで農業を続けていく仕組みです。

集落営農に取り組むメリット

- ①機械の共同利用
- ②作業の受委託
- ③農道・水路の共同管理
- ④女性や高齢者の参加
- ⑤集落での話し合い

- ①生産コストの削減
- ②園芸の規模拡大へ
- ③耕作放棄の防止
- ④直販や加工品への取り組み
- ⑤「結」の復活

所得の向上、集落の活性化

取り組みへの支援

集落営農への組織化に向け、県の「中山間地域集落営農等支援事業」をご活用ください。

☆「集落営農」に興味がある。取り組んでみたい! という集落は、補助率等説明にお伺いしますので、お気軽にご連絡ください。

☆農業振興センターや市町村の農業担当課 JAも一緒になって考えていきます。



- 問い合わせ 高知県農業振興部農業政策課 ☎088-821-4511

を添えて、その都度忘れずに行いましょう。

国民年金の加入種別

- 第1号被保険者 ▼対象：自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等
- ▽手続き：市町村役場の国民年金担当窓口で行います。
- 第2号被保険者 ▼対象：会社や官公庁にお勤めの方(厚生年金や共済組合に加入している方)
- ▽手続き：会社や官公庁が行います。
- 第3号被保険者 ▼対象：国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方
- ▽届け出：配偶者の勤務先を通じて行います。

種別変更となるケース

- ▼第1号被保険者となるケース
- ▼第2号被保険者が退職した場合(第3号被保険者になる場合は除く)また、その方に扶養されていた第3号被保険者。
- ▼第2号被保険者になるケース
- ▼第1号被保険者又は第3号被保険者が就職し厚生年金等に加入した場合。
- ▼第3号被保険者になるケース
- ▼会社等を退職して厚生年金

等に加えられる方の被扶養配偶者になる方など。

福祉

子ども手当の新規申請

22年4月より子ども手当制度が始まりました。22年3月までに所得制限超等で児童手当を受けていなかった方、中学2・3年生のお子様がいる方は、子ども手当の新規申請が必要となります。まだ申請が済んでいない方は、22年9月30日(木)までに申請していただくの特例措置により4月分までさかのぼって受給することができますので、早めに申請をお願いいたします。

- 問い合わせ 市役所市民保険課
- ※子どもが生まれたときや、他市区町村からの転入の場合は、特例措置の対象になりません。

